

令和7年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
投票用紙自動交付機購入	自 R7.6.27 ～ 至 R7.7.18	株式会社ムサシ北関東支店	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-2	2,387,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		既存の導入業者と契約することにより、機器の確保や保守等の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金事業 語学アプリ導入事業	自 R7.12.1 ～ 至 R8.3.31	株式会社Ongli	東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内 ラストタワー本館20F	5,000,000	政策室
		随意契約時の選定理由			
		本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したものであり、本事業は計画段階から地域活性化起業人である産経リサーチアンドデータと協力して行っている。当該事業は地域活性化起業人からの提案事業であり、当該企業前提で計画を作成しているため、他社では交付金記載の計画を満たせないため。			
令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金事業 シティープロモーションツアー 事業実施業務委託	自 R7.12.1 ～ 至 R8.3.31	株式会社産経リサーチアンドデータ	東京都千代田区大手町1-7-2 東京サン ケイビル9F	2,000,000	政策室
		随意契約時の選定理由			
		本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したものであり、見積企業は地域活性化起業人の立場から計画策定から関わっているため。			
令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金事業 IT 教育講座実施業務委託	自 R7.12.5 ～ 至 R8.3.31	株式会社産経リサーチアンドデータ	東京都千代田区大手町1-7-2 東京サン ケイビル9F	3,344,000	政策室
		随意契約時の選定理由			
		本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用したものであり、見積企業は地域活性化起業人の立場から計画策定から関わっており、かつ、事前講座も実施しているため。			
住民基本台帳ネットワークシステム 賃貸借(使用料)	自 R7.5.1 ～ 至 R12.4.30	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	12,540,000(5年間)	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムの契約満了に伴い更新するものである。既存の導入業者と契約することにより、機器導入費用の削減、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの) また、契約期間は5年間の長期継続契約とする。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
戸籍情報総合システム賃貸 借(使用料)	自 R7.9.1 ～ 至 R12.8.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	12,936,000(5年間)	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムの契約満了に伴い更新するものである。既存の導入業者と契約することにより、機器導入費用の削減、情報セキュリティ対策、障害発生時の迅速な対応が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの) また、契約期間は5年間の長期継続契約とする。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条)			
戸籍振り仮名通知書対応業務委託	自 R7.6.2 ～ 至 R7.9.30	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,461,360	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、稼働中の戸籍情報総合システムより、本籍がある者を抽出し、通知書に印刷し、住所へ発送するものである。戸籍どおりの文字等を通知書に印字するためには導入業者以外の契約が極めて困難であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 目的が競争入札に適しないもの)			
令和7年度各種健(検)診業務実施に伴う受診票作成及び名寄せ封入封緘業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R7.4.30	株式会社タナカ	栃木県宇都宮市平松本町1101-14	3,242,800	住民環境課 健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、受診票や封筒等の印刷や年齢・性別によるパターンごとの印字作業からパターン分けした印刷物の封入封緘作業までの一元化した業務を実施するものである。このパターンは明和町独自に作成されており、プログラム構築までの時間と費用を要する。(株)タナカは町の印字プログラムがすでに構築できており、期間の短縮及び経費の削減が確保できるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和7年度特定健診等受診率向上対策事業業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	株式会社キャンサースキャン	東京都品川区西五反田1丁目3-8	3,807,496	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本事業は、特定健診審査受診率向上のために実施する群馬県国民健康保険団体連合会との共同事業である。(株)キャンサースキャンは、同連合会が制定した特定健診等受診率向上対策事業実施要綱に規定する指定業者であり、同事業を実施する唯一の事業者であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和7年度集団健診業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	9,607,973	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修業務	自 R6.9.10 ～ 至 R6.12.27	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	3,630,000	住民環境課
		随意契約時の選定理由			
		本委託事業は、既に構築され稼働中のG.Be.Uに関する事業であり、別会社にて新たなシステム構築を依頼することは、時間及び金額の面で多大な負担となることから、委託業者が唯一の相手であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
明和町保健センター総合管理業務	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	株式会社邑楽館林まちづくり	邑楽郡明和町中谷331-1	7,050,740	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		選定業者は、令和4年2月26日付明和メディカルセンタービル管理規約第6条第2項の規定に基づき設置した明和メディカルセンタービル施設管理者選定委員会で選定された事業者であるため、特命随意契約としたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
集団健診業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	医療法人海宝会明和セントラル病院	邑楽郡明和町中谷331番地1	11,274,934	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		明和セントラル病院は、町内医療機関のうち町の集団健診を実施できる唯一の医療機関であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
明和町子ども第三の居場所運営業務委託	自 R6.4.1 ～ 至 R9.3.31	NPO法人ターサ・エデュケーション	前橋市二之宮町1291番地6	年間10,000,000円未満 ※実績による	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		自治体が主体となり運営する事業であるが、子どもの居場所の運営に実績のある事業者と自治体が一緒に運営することで、自治体の情報収集力と、民間の機動力を併せ持つより良い支援の提供が可能となるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
令和7年度明和町ふれあいセンタースズカケ夜間受付業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	2,356,667	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			
令和7年度明和町ふれあいセンターポプラ夜間受付業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	有限会社クリーンシア	邑楽郡明和町大佐貫556番地	2,356,667	健康こども課
		随意契約時の選定理由			
		契約の目的を達成するための履行条件を満たす事業者が競争入札に付したとき落札者がいないため、見積合わせによる随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和7年度老人福祉センター 北側駐車場等整備工事	自 R7.5.9 ～ 至 R7.6.20	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100番地	4,378,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		老人福祉センターの現状を把握し、周辺道路工事等の実績のある町内業者から見積もり合わせを行い、随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)			
令和7年度老人福祉センター エアコン取付工事	自 R7.10.8 ～ 至 R7.10.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	3,410,000	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は高齢者が多く利用する施設であり早急に工事を行う必要があるため、当該施設での工事実績のある業者から見積もり合わせを行い、随意契約としたもの。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)			
介護保険料徴収に関する電 算処理業務等委託料	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	株式会社両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,524,148	介護福祉課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを使用しており、競争入札に適さない。また、別会社にて新たなシステム構築を依頼することは、時間及び金額の面で多大な負担となってしまうため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)			
令和7年度 小規模農村整備事業(南大 島)建物事前調査業務及び請 負・出来高設計業務委託	自 R7.7.7 ～ 至 R8.3.31	群馬県土地改良事業団体連合会	前橋市古市町2-6-4	3,520,000	産業振興課
		随意契約時の選定理由			
		農業農村整備における補助事業は、農林水産省が示している土地改良事業設計基準に基づき、設計することとなっており、この設計基準を用いて、農林水産省が開発した補助版標準積算システムは、土地改良事業団体連合会しか利用することができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)			
令和7年度 単独公共 大佐貫大輪線(付帯分) 道路 予備設計業務委託	自 R7.7.23 ～ 至 R8.3.31	技研コンサル株式会社	前橋市国領町2-21-12	7,260,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、大佐貫大輪線整備に係る予備設計業務である。 当該業者は、本事業の測量及び道路詳細設計業務委託を現在履行中の事業者であり、現地の状況を十分に把握しており、工期短縮と経費削減が見込めるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和7年度 単独公共 大佐貫大輪線 橋梁予備設計業務委託	自 R7.7.23 ～ 至 R9.3.31	技研コンサル株式会社	前橋市国領町2-21-12	8,690,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、大佐貫大輪線整備に係る橋梁予備設計である。 当該業者は、本事業の測量及び道路詳細設計を請け負っている事業者であり、現地の状況を十分に把握しており、工期短縮と経費削減が見込めるため。(地方自治法施行令167条の2第1項第6号)			
令和7年度 単独公共 町道3-140号線 溝蓋設置等工事	自 R7.11.10 ～ 至 R7.11.21	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町新里250-1	2,970,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本工事は施設の開店までに整備を終わらせる必要がある。先日施設の外構工事及び出入口にかかる承認工事が完成したとのことであり、施設隣接部の工事が可能となった。 開店まで、時間が限られており事故の未然防止に繋がる工事のため随意契約を行う。 当該業者は現場に近く、町の緊急補修工事を請けている業者である。下記業者を選定することで、経費の削減、工期の短縮及び確実な施工が見込める。(地方自治法施行令167条の2第1項第5号)			
令和7年度 単独公共 谷田川堤防等占用箇所 維持管理業務委託	自 R7.4.28 ～ 至 R8.3.31	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100	2,178,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務委託は、館林土木事務所等との管理協定により谷田川、五箇川堤防等占用箇所の両脇1mは占用者が除草する協定となっています。そのため年間複数回の除草を委託するものです。 該当の占用箇所は通勤・通学に利用されており、既に草が生い茂っており安全通行の妨げになっているため緊急に対応する必要があります。 よって、地方自治法施行令167条の2第1項第5号より随意契約を行うものです。			
令和6年度繰越事業 単独公共 町道2-281号線 物件調査業務委託	自 R7.10.29 ～ 至 R8.3.31	三陽技術コンサルタンツ株式会社	前橋市天川大島町三丁目8番地4	6,765,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、町道2-279号外1線道路改良に伴う物件補償調査業務である。 当該業者は、町道2-279号外1線の概略設計・測量業務を受託した業者であり、現地の状況に熟知していることから、これまでの成果を活かし、迅速かつ正確な業務と安価な委託費用の両方が見込めるため下記業者を選定するもの。			
令和7年度 単独公共 町道2-276号線 舗装補修等工事	自 R7.6.12 ～ 至 R7.8.29	有限会社司建設	邑楽郡明和町中谷100	9,977,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		近接する駐車場工事の請負業者であり、経費の節減が見込めるため選定する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和7年度 明和町公共下水道事業 主ポンプ1号機更新工事	自 R7.4.16 ～ 至 R7.11.28	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	3,850,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。			
令和7年度 明和町公共下水道事業 曝気装置減速機更新工事	自 R7.4.16 ～ 至 R7.12.26	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	12,760,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は、当該業者にて維持管理が行われており、設備を稼働させた状態で更新工事するため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。			
令和7年度 明和町公共下水道事業 雑用水ポンプ更新工事	自 R7.4.21 ～ 至 R7.10.31	環境システム株式会社	前橋市荻窪町785番地6	2,310,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該業者は、現在水質浄化センターを管理している業者である。 当該設備は水質浄化センターで設備の汚泥清掃やOD槽のスカムの除去で利用している雑用水を汲み上げるポンプであり、浄化センターを稼働したまま本工事をおこなうため、施工上の経験、知識を特に必要とし、現場の状況に精通した者に施工させる必要があるため。			
令和7年度 明和町公共下水道事業 破碎機交換修繕	自 R7.5.12 ～ 至 R7.12.28	巴工業株式会社	東京都品川区北品川五丁目5番15号	20,900,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該業者は、水質浄化センターに設置してある破碎機のメーカーであり、一社のみが作製しているため、他社との競争に適していない内容である。 また、本施設を長期間停止すると汚水処理が出来なくなるため施工上の経験、知識を有した当該業者に施工させる必要があるため。			
令和7年度 明和町公共下水道事業 脱水機インバータ等電器補機類交換工事	自 R7.6.5 ～ 至 R7.12.15	株式会社鶴見製作所	東京都大東区東一丁目33番8号	4,378,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該業者は、水質浄化センターに設置されている脱水機のメーカーであり、一社のみが作製していることから、他社との競争に適していない内容である。 また、本施設が長期間停止すると汚水処理が出来なくなるため施工上の経験、知識を有した当該業者に施工させる必要があるため。			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
令和7年度 明和町公共下水道事業 中谷マンホールポンプ2号機更新工事	自 R7.5.15 ～ 至 R7.9.30	藤田エンジニアリング株式会社	高崎市飯塚町1174番地5	3,355,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備は汚水を自然流下で水質浄化センターに流すにあたって、流下の途中で深くなりすぎた下水道管の汚水を汲み上げるためのポンプであり、長時間止めての作業が出来ないものである。 当該業者は、現在町内のマンホールポンプの管理をしている業者であり、施工上の経験、知識を有しており、現場の状況に精通した当該業者に施工させることで、最小限の作業時間で本工事を行うことができるため。			
令和7年度 単独公共スズカケ公園 植栽維持管理業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	有限会社 キムケン	邑楽郡明和町下江黒216	1,826,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和7年度 単独公共桜並木路 植栽維持管理業務委託	自 R7.4.1 ～ 至 R8.3.31	多田造園	邑楽郡明和町下江黒994	2,860,000	都市建設課
		随意契約時の選定理由			
		過去の実績及び参考見積等により、他社より安価で契約できると見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			
令和7年度 社会体育館駐車場用地取得事業 駐車場整備工事	自 R7.7.1 ～ 至 R7.7.31	有限会社明石工業	邑楽郡明和町新里856-3	3,500,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		町内業者で現地の状況に知見があり、当該地での施工経験があることから、早急な施工が期待できるため。			
令和7年度 明和町土地開発公社トラクター購入	自 R7.5.15 ～ 至 R7.7.31	邑楽館林農業協同組合	館林市赤生田町847番地	5,670,000	明和町土地開発公社
		随意契約時の選定理由			
		専門の機械センターを備え人員・設備ともに適切な体制を整えており、本件と同等・同種の物品において相当数の納入実績がある唯一の事業者であるため。			
明和西小学校南校舎長寿命化改修工事監理業務委託	自 R7.7.10 ～ 至 R8.9.14	株式会社福島建築設計事務所	前橋市日吉町一丁目3番地の6	11,110,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、設計意図を工事請負業者に正確に伝え、施工計画の検討・承認、工事状況の確認・検査を行い、設計図書のとおり施工させているかを確認するものであり、本業務と実施設計業者は不可分の関係であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
給食センター東側駐車場整備 工事	自 R8.3.10 ～ 至 R8.3.31	荒井建設株式会社	邑楽郡明和町大佐貫687番地	2,475,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		本業者は、現場に隣接しており、工期短縮と経費削減が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号該当)			